

○財務省告示第百八十九号
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
省令第三十号）第五条第十一項の規定に基づき、
平成二十八年五月二十六日に発行した利付国債の
発行条件等を次のとおり告示する。
平成二十八年六月九日

財務大臣 麻生 太郎

一 名称及び記 号	二 発行の根拠 の法律及びそ の条項	三 振替法の適 用等	四 発行方法
利付国庫債券（十年）（第三百十 六回、第三百十八回、第三百二 十回、第三百二十一回、第三百 二十三回、第三百二十四回及び 第三百二十五回）、利付国庫債券 （二十年）（第七十二回、第八十 三回、第八十四回、第八十七回、 第九十二回、第九十四回、第九 十九回、第一百十一回、第一百四 回、第一百二十四回、第二百二十五 回及び第二百二十六回）及び利付 国庫債券（三十年）（第四回） 特別会計に関する法律（平成十 九年法律第二十三号）第四十六 条第一項 社債、株式等の振替に関する法 律（平成十三年法律第七十五号） 以下「振替法」という。）の規定 の適用を受けるものとし、その 振替機関は日本銀行とする。 利回り格差（第十七号に規定す る利回りに応募した者が加算す る数値をいう。次号において同 じ。）を競争に付して行われる入 札による発行			

五	募入決定の 方法	六	発行額	七	払込金額	八	最低額面金	九	振替単位	十	発行日	十一	発行価格	十二	利率	経過利 の払込み	十四	利子		
各申込みのうち、その応募額を順次に	さし当てる。からその利回り格差の	割り当てる。の千九百八十六億	額面金額で四億二千二百九十	五千万円	五千万円	五	万円	振替法の規定による振替口座簿	の記載又は記録は、最低額面金	す。整数倍の金額によるものと	平成二十八年五月二十六日	発行対象国債ごと、額面金額	百円につき、次の算式により算	出た金額	（別表のとおり）	募入決定の通知を受けた者は、 払込金額に追加、次の算式によ	り算出した金額を払込日に払 い込むものとす。	各発行対象国債の面額の／子 に総額×各発行対象国債の利率 100×各発行対象国債の第十回 支規（利率）×支払期日／365 日）	第十号に規定する発行日を後の各	発行対象国債の支払期を後の各

$$\frac{100 + \text{表面利率} \times \text{残存年数}}{1 + \left(\frac{\text{第十七号に規定する利回り} + \text{募入利回り格差}}{100} \right) \times \text{残存年数}}$$

（第十回） （第三年） （百十八） 利付国庫債券	（第十回） （第三年） （百十六） 利付国庫債券	名称及び記号
一・〇％	一・一％	利率（年）
平成九年三月二十三日	平成六年三月二十三日	償還期限
百七十九億	三十九億	発行額 （額面金額）

（別表）

二十	十九	十八	十五	十六	十七
元利金支	払場所	払札参加	入札参加	者	払込期日
日本銀行	訂正された場合には、訂正後の	訂正された場合には、訂正後の	訂正された場合には、訂正後の	訂正された場合には、訂正後の	訂正された場合には、訂正後の
平成二十八年五月二十六日	平成二十八年五月二十六日	平成二十八年五月二十六日	平成二十八年五月二十六日	平成二十八年五月二十六日	平成二十八年五月二十六日

とし、各支払期において、次の
 算式により、算出した金額を支払
 う。ただし、支払は、その翌営業
 日に当たるときは、償還期限につ
 いて、同日に支払う（償還期限に
 同じ）。

$$\frac{\text{償還額} \times \text{利率}}{100} \times \frac{1}{2}$$

（（利 第二付 九十国 十年庫 四）債 回 券 ）	（（利 第二付 九十国 十年庫 二）債 回 券 ）	（（利 第二付 八十国 十年庫 七）債 回 券 ）	（（利 第二付 八十国 十年庫 四）債 回 券 ）	（（利 第二付 八十国 十年庫 三）債 回 券 ）	（（利 第二付 七十国 十年庫 二）債 回 券 ）	（（利 第十回 三年國 ）百）庫 二 債 十 券	（（利 第十回 三年國 ）百）庫 二 債 十 券	（（利 第十回 三年國 ）百）庫 二 債 十 券	（（利 第十回 三年國 ）百）庫 二 債 十 券	（（利 第十回 三年國 ）百）庫 二 債 十 券
二 ・ 一 %	二 ・ 一 %	二 ・ 二 %	二 ・ 〇 %	二 ・ 一 %	二 ・ 一 %	〇 ・ 八 %	〇 ・ 八 %	〇 ・ 九 %	一 ・ 〇 %	一 ・ 〇 %
日年平 三成 月三 二十九	十年平 日十成 二三月 十八	日年平 三成 月三 十八	十年平 日十成 二三月 二十七	十年平 日十成 二三月 二十七	日年平 九成 月三 二十六	日年平 九成 月三 二十四	日年平 六成 月三 二十四	日年平 六成 月三 二十四	日年平 三成 月三 二十四	十年平 日十成 二三月 二十三
円百 三 十 四 億	円百 九 十 九 億	一 億 円	五 十 三 億 円	十 億 円	二 十 億 円	十 三 億 千 三 百 四	七 十 四 億 円	円百 五 十 五 億	七 十 二 億 円	六 十 六 億 円

（（利 第三付 四十国 回年庫 ））債 券	（（利 回第二付 ）百十国 ）二年庫 ）十）債 ）六）券	（（利 回第二付 ）百十国 ）二年庫 ）十）債 ）五）券	（（利 回第二付 ）百十国 ）二年庫 ）十）債 ）四）券	（（利 回第二付 ）百十国 ）十年庫 ）四）債 ）回）券	（（利 回第二付 ）百十国 ）十年庫 ）一）債 ）回）券	（（利 回第二付 ）百十国 ）十年庫 ）九）債 ）回）券
二 ・ 九 %	二 ・ 〇 %	二 ・ 二 %	二 ・ 〇 %	二 ・ 一 %	二 ・ 二 %	二 ・ 一 %
十年平 日十成 一四 月十二 二二	日年平 三成 月四 二十 十三	日年平 三成 月四 二十 十三	十年平 日十成 二四 月十二 二二	十年平 日十成 二四 月十二 二一	日年平 六成 月四 二十一	十年平 日十成 二三 月十九 二九
五十 三億 円	百 三億 円	四 十九 億 円	円百 三十 三億	円百 四十 九億	三十 八億 円	百 十九 億 円